

区役所の組織を一部変更します

新設・統合する組織（部・課）

■環境清掃部

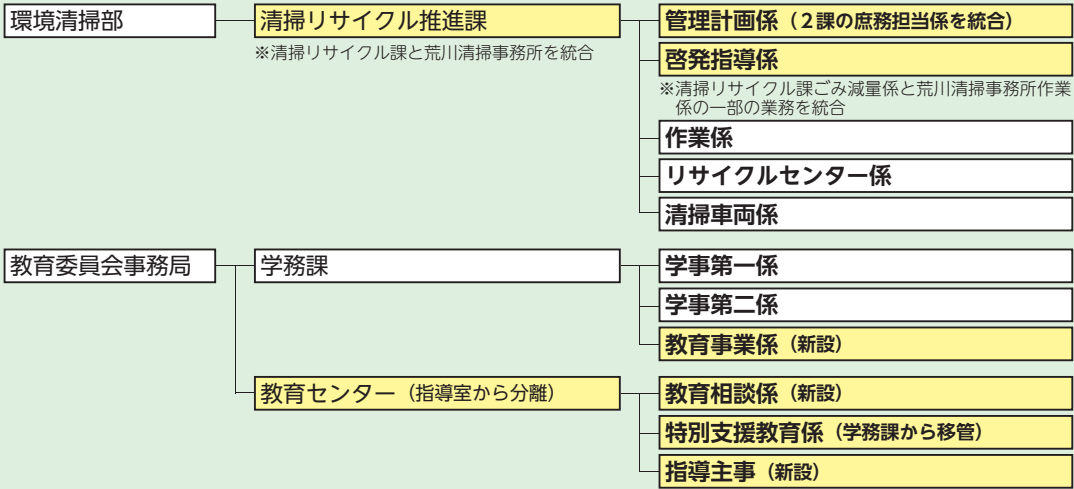
清掃リサイクル課と荒川清掃事務所を統合して清掃リサイクル推進課を新設し、より効率的、効果的に資源回収とごみの適正排出を推進します。

■教育委員会事務局

教育委員会事務局（学務課・指導室・教育センター）の事務分担を見直し、相談体制を強化するほか、役割分担を明確化することにより、学校教育の一層の充実を図ります。

問合せ 総務企画課総務係 ☎内線 2 2 1 1

主な組織変更 ※変更のある組織のみ記載



平成30年度荒川区議会定例会・2月会議が終わりました

2月会議では、平成31年度一般会計予算や条例の改正等の議案24件を原案どおり可決しました。可決した議案は次のとおりです。

問合せ

議会事務局議事係 ☎内線 3 6 1 4

条例の改廃等（14件）

- ▶荒川区職員定数条例の一部を改正する条例
- ▶荒川区立保育所条例の一部を改正する条例
- ▶荒川区児童育成手当条例の一部を改正する条例
- ▶荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- ▶荒川区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
- ▶荒川区地域包括支援センターが実施する包括的支援事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- ▶荒川区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- ▶荒川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

る条例

- ▶荒川区立公園条例の一部を改正する条例
- ▶荒川区従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例
- ▶職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- ▶幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- ▶災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- ▶荒川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

予算（5件）

- ▶平成30年度荒川区一般会計補正予算(第4回)

- ▶平成31年度荒川区一般会計予算
- ▶平成31年度荒川区国民健康保険事業特別会計予算
- ▶平成31年度荒川区後期高齢者医療特別会計予算
- ▶平成31年度荒川区介護保険事業特別会計予算

その他（5件）

- ▶荒川遊園観覧車等新設工事請負契約
- ▶普通財産の貸付けについての一部変更について
- ▶(仮称)新尾久図書館建築工事請負契約
- ▶(仮称)日暮里地域活性化施設建築工事請負契約
- ▶荒川区監査委員の選任同意について

国民健康保険料の改定等のお知らせ

国民健康保険料が改定されました（右表のとおり）。

▶保険料均等割額の減額

平成30年1月～12月の所得の合計が一定基準以下の世帯は、保険料の均等割額が7割・5割・2割減額されます。

平成30年中に収入がなかった方も、保険料算定のため、収入状況の申告をしてください（区民税の申告等を行った方は不要）。

▶保険料の旧被扶養者減免について

被用者保険に加入していて、後期高齢者医療制度に移行した方の被扶養者で、国民健康保険に加入することになった65～74歳の方は、国民健康保険料の所得割額が免除、均等割額が最大5割軽減されます。なお、均等割額の軽減については、平成31年度からは資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間になります。
※新たに該当する方は、減免申請書の提出が必要です

保険料の納付方法

平成31年度の国民健康保険料納入通知書兼特別徴収通知書は、6月中旬に送付します。

▶普通徴収（口座振替または納付書による納付）の方

年間保険料を6月～2020年3月の10回（4・5月を除く）に分けて納付します。

▶特別徴収（年金から差し引いて納付）の方

4・6・8月の年金から差し引いて仮徴収額として納付します（原則、平成31年2月の保険料と同額）。10月以降は、6月に決定する年間保険料から4・6・8月に仮徴収した保険料の合計額を差し引いた残りの額を10・12月、2020年2月の3回に分けて年金から差し引いて納付します。

普通徴収の支払いは口座振替が原則です

申込方法

保険証、預・貯金通帳、通帳で使っている印鑑を持参し、区役所1階国保年金課、区内の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、各区民事務所で

※国保年金課窓口では、一部の金融機関のみ、キャッシュカード（来庁者本人名義）による手続き可

国民健康保険料率

区 分	医療分	支援金分	介護分
所得割料率	7.25%	2.24%	1.50%
均 等 割 額	3万9900円	1万2300円	1万5600円
限 度 額	61万円	19万円	16万円

国民健康保険料の計算方法

下表の①・②・③を合計した金額が、世帯の年間保険料です。

①基礎賦課額（医療分） ※限度額61万円

(所得割額)	(均等割額)
加入者全員の賦課のもととなる所得 × 7.25%	3万9900円 × 加入者数

②後期高齢者支援金等賦課額（支援金分） ※限度額19万円

(所得割額)	(均等割額)
加入者全員の賦課のもととなる所得 × 2.24%	1万2300円 × 加入者数

③介護納付金賦課額（介護分） ※介護保険第2号被保険者40～64歳 ※限度額16万円

(所得割額)	(均等割額)
40～64歳の加入者全員の 賦課のもととなる所得 × 1.50%	1万5600円 × 40～64歳の加入者数

賦課のもととなる所得 = 所得(収入－必要経費※)－基礎控除(33万円)
※給与所得控除、公的年金控除等

問合せ

- ▶保険料の算定に関すること
国保年金課国保資格係 ☎内線 2 3 7 5
- ▶保険料の納付に関すること
国保年金課保険料係 ☎内線 2 3 8 6